

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に係る意見

安全保障貿易管理については、大量破壊兵器等及び通常兵器の不拡散の観点から、日本をはじめ主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において規制すべき対象が合意され、その合意を踏まえて外国為替令並びに輸出貿易管理令の改正が行われ、国内法令上の担保がなされている。今般、2008年4月のAG総会、2008年12月のWA総会における合意事項等を着実に実施するため、外為令別表及び輸出令別表第一の改正案が、2009年11月12日付にて公表された。

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会では、この機会に下記のとおり、同改正案に対する意見書を経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課宛に提出した。

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に係る意見

平成21年12月10日
社団法人 日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会は、本年11月12日に公示された表題政令案に関するパブリックコメント募集に対して、当委員会のコメントを以下の通り具申する。

パブリックコメント募集に関して

パブリックコメント募集に際しては、政令単独で意見を募集するのではなく、関係省令も合わせて、意見の公募対象としていただきたい。

外国為替令 第十七条第1項

先の外国為替令の一部改正案に対するパブコメにおいて、「法第25条の後段の「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に関する規定も入れるべきではないか。」との意見に対し、「令第17条第1項において「特定技術」及び「特定の外国」を定めており、これにより後段の取引の範囲についても明らかになっている」との回答であったが、今回の改正で後段部分も追記されている。これはどのような解釈等の変更があったのか。

輸出貿易管理令別表第一 7項(8の3)

ワッセナーアレンジメント原文では、Solid-state power semiconductor switches, diodes, or modules, having all of the following: となっているのが、法令では「電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール」となっているのはなぜか。原文どおり、「電力半導体スイッチ、ダイオードまたはそのモジュール」としてはどうか。

輸出貿易管理令別表第一 14項 (11)

(1)文面に関して

ワッセナーアレンジメント原文では、Electronic equipment designed for automatically detecting or identifying the

presence of explosives residues and utilizing trace detection techniques :

すなわち、「爆発物の残渣を検知するためのもの」となっているのが、法令本文では、「爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であって、経済産業省で定める仕様のもの」となっているのは、なぜか。概要の説明文「爆発物の残渣の有無を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置」とする方がよいのではないか。

ここで“explosives”の定義がワッセナーアレンジメントでは示されています。輸出令別表第1、第1項における「爆発物」とは異なるものです。

また、「残渣」「residues」の定義が解り難いのですが、ワッセナーアレンジメントでは示されていません。

以上のことから、 を検討して頂いた上で、別途、運用通達に、「爆発物の残渣」（“explosives residues”）の定義に当たるものを追加して頂きますようお願いいたします。

(2)規制に関して

本品はワッセナーアレンジメントで1.A.4の分類である。一方、日本では輸出令別表第1、第14の項となり、Sensitive List品並みの厳しい規制になると考えられる。

ワッセナーアレンジメントより厳しく規制する意図をご教示願います。

ワッセナーアレンジメントと協調がとれた規制を検討願います。

以 上